

## 知事専決事項報告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令和8年6月15日

長崎県知事 平 田 研

## 令和7年度長崎県公債管理特別会計補正予算（第2号）

令和7年度長崎県公債管理特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15,056千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70,394,204千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		千円 312,964	千円 Δ15,056	千円 297,908
	1 財産運用収入	312,964	Δ15,056	297,908
2 繰入金		19,715,181	0	19,715,181
	1 一般会計繰入金	14,407,218	15,057	14,422,275
	2 基金繰入金	5,307,963	Δ15,057	5,292,906
歳入合計		70,409,260	Δ15,056	70,394,204

## 歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 公 債 費		千円 70,409,260	千円 Δ15,056	千円 70,394,204
	1 公 債 費	70,409,260	Δ15,056	70,394,204
歳 出 合 計		70,409,260	Δ15,056	70,394,204